



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 告示

- 658 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 659 "（ " ）
- 660 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要（商工振興課）
- 661 亀池土地改良区の役員の就退任（農業農村整備課）
- 662 和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可（道路建設課）
- 663 "（ " ）
- 664 道路の位置の指定（都市政策課）

665 "（ " ）

○ 選挙管理委員会告示

*46 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正

告 示

和歌山県告示第658号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
オージョイフル打田薬局	紀の川市打田1363	—	池田満知子	平成21.5.1

和歌山県告示第659号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
センザキ薬局	田辺市湊1625番地	—	線崎郁雄	平成21.5.1

和歌山県告示第660号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジョーシン田辺新店
田辺市新庄町字田鶴1628-4
- 2 意見の概要
 - ・来店客の車両が殺到する開店当初や特売日等には、一般道路上に渋滞等を及ぼさないよう交通整理員を配置して来客車両等を誘導されたい。
 - ・田辺市ごみ処理場に搬入される事業系一般廃棄物につ

いては、委託する民間の収集運搬業者と事前に協議を行い、収集運搬が円滑に行えるよう調整してください。また、産業廃棄物は、本市のごみ処理場へは搬入禁止となっておりますので、廃棄される際の一時保管時において、一般廃棄物と混入しないように留意してください。

- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
田辺市産業部商工振興課（田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F）
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成21年5月8日から平成21年6月8日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備えて縦覧に供する。）

和歌山県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、亀池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 就任した役員
 職名 氏 名 住 所
 監事 小池修 海南市阪井1835番地
- 2 退任した役員
 職名 氏 名 住 所
 監事 江原幸夫 海南市阪井62番地2

和歌山県告示第664号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3037	田辺市秋津町字西八町231番地1の一部、231番地3の一部、233番地4の一部、水路	田辺市上万呂480番地の6 紀南産業 代表 中田啓	平成 21.4.22	6.00	70.64

和歌山県告示第662号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成21年4月22日付け国近整和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 和歌山都市計画道路事業 3・3・9号 西脇山口線（宮ノ前）
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
 （「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第665号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3021	海南市阪井字池目645-3の一部、646-2、646-3、市道	和歌山市黒田80番地1 東不動産販売 株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 21.4.24	6.00	43.45

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年5月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第3項の表中 「社会福祉法人和歌山つくし会 桃 山 療 護 園」 紀の川市
 桃山町元764番地 を削る。

和歌山県告示第663号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成21年4月22日付け国近整和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 和歌山都市計画道路事業 3・3・9号 西脇山口線（園部）
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
 （「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土